

生徒心得

玉磨かざれば光なし（実語教）

どのような宝石も原石のまま磨かなければ美しい光を放たないように、人間も生まれつきどんなに優れた才能をもっている、鍛練し修養をつまなければ立派な人間にはなりません。

本校は校訓「みがく」に示したとおり、諸君が心身を磨き、鍛練する場であり、ここに定めた生徒心得をよく守り、明るく、活力に満ち品位ある校風を樹立するとともに、諸君一人一人が高校生活を実り多いものにするために互いに努力しましょう。

1 礼儀

常に品位を保ち、身だしなみ、言葉づかい、態度等他人に対して礼儀を失しないよう心がける。

2 学習

(1) 授業を大切に、真摯な態度で臨む。始業の合図までには、準備を整え、着席又は整列し、授業を受ける姿勢をつくる。

(2) 授業の予習・復習を欠かさず、課題は確実に行う。そのために日々の家庭学習時間を確保する。

3 出欠席

(1) 時間を守り、5分前登校（教室で着席）を心がける。

(2) 正当な理由なく欠席、遅刻、早退、欠課等をしない。また、始業時から終業時までには許可なく校外へ出ることは認められない。

(3) やむを得ず早退、欠課、外出等をする場合は、職員室で所定の用紙に記入し、担任の許可を得る。

(4) 欠席、遅刻をする場合は、必ず事前に担任に届け出る。ただし、急病等の場合は、全日制生徒は当日の8:00～8:25までに、定時制生徒は10:30までに保護者から担任へ連絡する。

(5) 遅刻をした場合、職員室へ行き、遅刻届に必要事項を記入のうえ、教室に入る。

(6) 忌引等日数について

兄弟姉妹の結婚式…1日

近親者に死亡のあったときは、次の日数以内で忌引とすることができる。

父母の死亡……………7日以内

祖父母及び兄弟姉妹の死亡…3日以内

曾祖父母の死亡………1日

伯叔父母の死亡………1日

父母の年忌……………1日

その他の同居家族…1日

4 通学

(1) 通学には制服を正しく着用し、身分証明書を携帯する。

(2) 不必要な金銭や貴重品、娯楽用具、雑誌類、菓子類等学校生活に不必要なものは持参しない。

(3) 登下校は、安全に十分注意し、別途学校が定める通学指定路を遵守する。

(4) 交通機関（電車バス等）を利用する生徒は、公共のマナーを守り一般乗客に迷惑をかけない。

(5) 四ない運動を遵守する。（免許を取らない、バイク等に乗らない、バイク等を買わない、他人のバイク等に乗せてもらわない）

(6) 自転車通学は許可制とする。許可された生徒は許可条件と交通ルールを守るとともに、交通マナーの向上に努め、事故のないように留意する。

- ア 特殊な自転車は使わない。
- イ 防犯登録をし、学校指定のステッカーを貼付する。
- ウ 雨天時はレインコート(雨合羽)を着用し、傘さし運転、スマートフォンや音楽機器の使用など安全確保に支障をきたす運転はしない。
- エ 自転車は常に整備し、特に灯火、ブレーキ、後尾反射鏡の故障のものは使わない。またハンドルや荷台などの変形はしない。
- オ 自転車は指定された場所に整頓して置き、必ず施錠する。
- カ 安全に留意し、ヘルメットの着用に努める。
- (7) 事故に遭遇した場合は以下の行動を心掛ける。
 - ア 加害・被害者に関わらず負傷者の救護を第一にする。
 - イ 事故の詳しい状況をスマートフォン等を活用して記録する。(車の特徴・ナンバー等)
 - ウ 自分の連絡先と相手の連絡先を必ず交換する。
 - エ 事故の内容を学校・保護者・警察へ速やかに連絡をし、その後の対応の指示を待つ。

5 服 装

- (1) 学校指定の制服を正しく着用する。勝手に手を加えたり、規定外の着装はしない。簡素端正な着装により、品位を保つようにする。なお、進路及び生徒指導において教員から別途指示される場合は、それに従う。
- (2) 着用期間は下記の通りとする。
 - 進路及び生徒指導上の指示等の諸般の事情がある場合を除き、基本的には更衣期間は定めないものとする。ただし、5/1～10/31の期間は「さわやかエコスタイル」キャンペーン期間と定める。
- (3) 装身具や化粧類等は禁ずる。リップを使用する場合も無色透明のものとする。
- (4) 防寒着
 - ア アウターは、安全に留意したものとし、わいせつ、センシティブ、不適切と判断できる内容の文字や柄の入ったものは着用しない。
 - イ マフラーは、安全に留意したものとする。
 - ウ 防寒具としてのベスト・カーディガンを着用するときは、学校指定の長袖ニット・ニットベストを着用する。
- (5) 履 物
 - ア 通学用靴は安全に留意したものとする。
 - 黒革短靴でもよい。また、雨天のときは雨靴でもよい。
 - イ 校舎内では学校指定のスリッパを使用する。
 - ウ ソックスは安全に留意したものを着用すること。また冬季ストッキングを使用するときは、黒色またはベージュのものとする。
- (6) 頭 髪
 - 頭髪は長すぎることなく清潔にし、みだりに手を加えたり、特殊技巧はしない。
- (7) 爪は長すぎることなく、清潔を保つ。なお特殊技巧はしない。
- (8) ベルトは黒・紺・茶色を使用する。
- (9) 体育時間の服装は、学校指定の体育着とする。
- (10) 異 装
 - 事由があつて異装するときは、生徒指導部の許可を得る。

6 スマートフォンについて

朝ST開始時から帰りST終了までは、原則、スマートフォンを使用しない。持ち込んだ場合は、校内のルール・マナーを守り、学校生活の妨げにならないよう留意する。また、情報のモラルとマナーの向上に努める。なお、定時制生徒において1・2限に授業のある場合は、8:45チャイム鳴り終わってから原則使用しないものとする。

7 公共物等の取扱い

- (1) 授業及び部活動を除き、校地、校舎、設備、備品の使用は、事前の許可を必要とする。
- (2) 公共物の使用には十分注意する。校内器物等を損傷した場合は、ただちに担任に届け出る。
- (3) 金品の徴収は事前の許可を必要とする。
- (4) 校内外での掲示、印刷物配布、集会の開催、団体の結成あるいは参加については、事前の許可を必要とする。
- (5) 週休日及び休日の登校は適切な指導者のもと許可する。

8 校外活動

- (1) 外出
 - ア 外出する時は、身分証明書を携帯し、風紀上好ましくない場所、あるいは不健全な場所へ入らない。
 - イ 無断外泊及び生徒のみで宿泊はしない。
- (2) 旅行
 - ア 宿泊を伴う旅行は、適切な指導者の同伴を伴うとともに、保護者の承認を得て、事前に「旅行届」を提出する。
 - イ 適切な指導者のいない登山、キャンプ等は実施しない。
 - ウ 旅行運賃割引証の必要なときは、旅行願とともに学生割引証交付願を提出する。
- (3) アルバイトは原則禁止であるが、経済的理由がある場合、届け出許可制とする。
- (4) 在学中は原付自転車、自動二輪車、自動車の運転免許証を取得しない。
- (5) 飲酒、喫煙、薬物使用、暴力行為、不健全娯楽等はしない。

9 生徒の政治的活動について

- (1) 教科・科目等の授業、生徒会活動、部活動等、学校の教育活動の場を利用して選挙運動や政治的活動を行うことは認めない。
- (2) 放課後や休日等に学校の構内において選挙運動や政治的活動を行う場合には、生徒指導部への申し出が必要である。ただし、施設管理や他の生徒の日常の学習活動、その他教育を円滑に実施する上で支障が生じる場合は、制限又は認められない。
- (3) 放課後や休日等に学校の構外において行われる選挙運動や政治的活動については、違法なもの、暴力的なもの、またそのおそれが高いと認められる場合、あるいは、自身又は他の生徒の学業や生活等への支障がある場合などは、制限又は認められない。

10 校則の見直し手続きについて

教育基本法等に沿って教育目標を実現していく過程において、生徒の発達段階や学校、地域の状況、時代の変化等を踏まえて、生徒や保護者、学校評議員等から意見を聴取した上で絶えず見直しを行い、校長の最終的な判断により策定される。

【注意事項】

本心得に記載されていないことでも、社会的モラルに反する行為はしてはならない。